





備考

- 1 令第52条第1項から第3項までの規定を準用する令第95条第4項の場合においては、外封筒の表面下段に代理記載人の氏名を記載しなければなりません。
- 2 在外公館の長は、令第95条第3項又は第4項の規定により投票をした者については、外封筒の裏面の「代理投票」の□にレをつけなければなりません。
- 3 在外公館の長は、令第103条第1項の規定により読み替えて適用される令第92条第2項（不在者投票の投票用紙等の返還）又は令第104条第2項（郵便等による在外投票の投票用紙の返還）の規定により投票用紙等を返還した者については、令第94条第3項の規定により投票用紙等を交付しようとする場合においては、外封筒の裏面の「投票用紙等の返還あり」の□にレをつけなければなりません。
- 4 中央選挙管理会の印は、刷込み式にすることができる。